

産前・産後ヘルパー(よくある質問)
令和8年8月1日現在

NO.	区分	質問事項	回答
1	利用方法	産前・産後ヘルパーを利用したいです。 どうしたらよいですか？	事前申請が必要になります。 北名古屋保健センターに「産前・産後ヘルパー派遣利用申請書」を提出していただくか、北名古屋産前・産後ヘルパー事業のホームページ「産前・産後ヘルパー事業 申請フォーム」よりWEB申請をしてください。 ※産後の利用希望の方は、妊娠8か月から申請できます。 ※WEB申請の場合は、申請後必ず保健センターへお電話ください。
2	利用方法	申請してから利用するまでの流れは？	①利用希望の方は北名古屋保健センターへ申請書を提出、またはWEB申請をしてください。 ※WEB申請の場合は、申請後必ず保健センターへお電話をください。 ②保健センターとヘルパー事業所で調整を行います。 ③保健センターから利用者へ日程等の連絡をします。 ④利用決定通知書を受け取ります。 ⑤保健センター職員とヘルパー事業所がご自宅へ伺い、打合せを行います。その後利用開始となります。
3	費用	料金はどれくらいですか？	1時間あたりの市民負担は750円です。30分単位での利用はできません。支払方法については各ヘルパー事業所に確認してください。 ※生活保護世帯・非課税世帯の方は料金を免除します。転入の方で生活保護世帯・非課税世帯の方は、申請時に転入前の市町村の課税証明書が必要な場合があります。
4	対象者	どのような場合に利用できますか？	日中にお手伝いができる方がいない場合に利用できます。また、利用する際は妊婦又は産婦が在宅していることが必須です。 【利用可能な例】 祖母と同居であっても仕事をしていて日中不在である、また介護が必要である等、家事育児の協力が得られない。
5	内容	どんなことを頼めますか？	日常の家事の範囲で調理・洗濯・清掃・買い物や、お子さんの授乳・おむつ交換・沐浴介助などが依頼できます。 上の子のお世話を希望される場合は産前・産後ヘルパーではなくファミリーサポートセンターをご利用ください。
6	対象者	派遣時間の終了後、さらに産前・産後ヘルパーを利用することはできませんか？	北名古屋市の補助はありません。ヘルパー事業所によっては、自費での受け入れが可能な場合もあります。各ヘルパー事業所へご相談ください。
7	費用	市民税非課税、生活保護の証明はどのようにしたらよいですか？	申請の際に、世帯員の課税台帳および生活保護台帳を閲覧し、確認する同意をしていただく必要があります。 転入の方で、生活保護世帯・非課税世帯の方は、転入前の市町村の課税証明書が必要な場合があります。
8	利用方法	キャンセルしたい場合はどうしたらよいですか？	基本的に当日キャンセルは受け付けられません。前日までのキャンセルや体調不良などの緊急時の場合はヘルパー事業所に直接ご連絡ください。
9	対象者	里帰り中で、北名古屋で産前・産後ヘルパーを利用できますか？	北名古屋市に住民票がある方が対象です。ご自身の住民票のある自治体にお問い合わせください。